

◆地域包括支援センターからの情報提供

リフォーム事業者が、担当地域内で介護保険制度（住宅改修）を利用した強引な訪問勧誘が多発しているとの情報提供がありました。

当該事業者は「申請すれば、20万円まで利用できる、手すりを付ける」と言って申請手続き等を行い、契約の取り消しを申し出ても「材料を購入している」として強引に契約させているようです。



介護保険制度を利用したリフォームの訪問勧誘を受けた場合は、その場で返事をせず、家族や友人、[お住まい担当の地域包括支援センター](#)や、区役所（[介護保険の窓口](#)）へ相談しましょう。

また、訪問販売での契約の場合、クーリング・オフができる場合がありますので、困った時は[大阪市消費者センター](#)へご相談ください。

◆あなたは大丈夫！？マイナンバー制度に便乗した悪質商法にご注意！



内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費者センターなどにマイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、訪問等に関する情報が寄せられています。

行政・関係機関をかたり、個人情報やマイナンバーを不正に入手しようとするケースもありますので、相手にしないでください。

＜消費者庁ホームページ 「消費者政策」より＞

[マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！](#)

マイナンバーに関することで、疑問や不安などがあれば、マイナンバー総合フリーダイヤルへおかけください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

※平日9:30～22:00、土日祝日（年末年始を除く）9:30～17:30

一部IP電話等でつながらない場合は、

- ・通知カード、個人番号カードについては、050-3818-1250
- ・その他のお問い合わせについては、050-3816-9405に、おかけください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

